

事 務 連 絡

令和元年 11 月 22 日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

令和元年台風第 15 号及び令和元年台風第 19 号による  
被災に伴う診療報酬等の特例措置による対応状況の調査について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課あて連絡しましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

(別添)

公益社団法人 日本医師会 御中  
公益社団法人 日本歯科医師会 御中  
公益社団法人 日本薬剤師会 御中  
一般社団法人 日本病院会 御中  
公益社団法人 全日本病院協会 御中  
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中  
一般社団法人 日本医療法人協会 御中  
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中  
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中  
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中  
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中  
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中  
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中  
公益社団法人 日本看護協会 御中  
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中  
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中  
独立行政法人 国立病院機構本部 御中  
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中  
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中  
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中  
健康保険組合連合会 御中  
全国健康保険協会 御中  
公益社団法人 国民健康保険中央会 御中  
社会保険診療報酬支払基金 御中  
財務省主計局給与共済課 御中  
文部科学省高等教育局医学教育課 御中  
文部科学省高等教育局私学行政課 御中  
総務省自治行政局公務員部福利課 御中  
総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中  
警察庁長官官房給与厚生課 御中  
防衛省人事教育局 御中  
労働基準局労災管理課 御中  
労働基準局補償課 御中  
各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

事務連絡

令和元年11月22日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和元年台風第15号及び令和元年台風第19号による  
被災に伴う診療報酬等の特例措置による対応状況の調査について

先般、「令和元年台風第15号及び令和元年台風第19号による被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について」（令和元年11月20日事務連絡）において、特例措置を利用する保険医療機関等への調査等を行う旨お知らせしたところですが、今般、下記のとおり調査を実施しますのでご協力よろしく申し上げます。

記

1. 調査票（アンケート）について  
調査票（アンケート）は別添1及び別添2のとおりとします。
2. 調査対象機関について  
調査対象機関については、別添3のとおりとします。
3. 調査回収時期等について  
各厚生（支）局より、令和元年12月1日から令和元年12月27日までの期間に別添3の管下における全調査対象機関へ別添1から別添2をそれぞれ送付し、令和2年1月17日時点において回収できた別添1から別添2を令和2年1月24日までに保険局医療課担当宛て送付くださいますようお願いいたします。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係  
TEL : 03-5253-1111(内線 3288)  
FAX : 03-3508-2746



2	許可病床数	医療法上の許可病床数を超過して患者を入院させた場合でも、当面、入院基本料及び特定入院料の減額措置の対象としない。(①の記の2及び②の記の3)			
3	月平均夜勤時間数	被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したため、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数(72時間以下)について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(①の記の3(1)及び②の記の4(1))			
4	月平均夜勤時間数	被災地に職員を派遣したことにより一時的に職員数が不足したため、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数(72時間以下)について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(①の記の3(1)及び②の記の4(1))			
5	看護配置	被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したため、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(①の記の3(2)及び②の記の4(2))			
6	看護配置	被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足したため、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(①の記の3(2)及び②の記の4(2))			
7	病棟以外への入院	被災地の保険医療機関において、会議室等の病棟以外の場所に患者を入院させた場合、特例として、その保険医療機関が届出を行っている入院基本料のうち、当該患者が本来入院すべき病棟の入院基本料を算定(問10)			
8	他の病棟への入院	被災地及び被災地以外の保険医療機関において、医療法上本来入院できない病棟に入院させた場合や、診療報酬上、その病棟の施設基準の要件を満たさない患者を入院させた場合における特例的な入院基本料の算定(問10、問23)			
9	平均在院日数	被災地の保険医療機関において、平均在院日数が入院基本料等の施設基準を満たさなくなった場合にも、特例的に従来の入院基本料等を算定(問11)			

10	平均在院日数	被災地以外の保険医療機関において、被災地の医療機関から転院の受け入れを行った場合には、当該患者を除いて平均在院日数を計算（問 24）			
11	特定入院料の取扱い	被災地及び被災地以外の保険医療機関において、災害等やむを得ない事情により、特定入院料の届出を行っている病棟に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院した場合には、当該患者を除いて施設基準の要件を満たすか否かを判断することができる（問 12, 問 25）			
12	転院受け入れの場合の入院日	被災地及び被災地以外の保険医療機関において、被災地の他の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該他の保険医療機関から転院の受け入れを行った場合に、特別の関係にあるか否かに関わらず、当該保険医療機関に入院した日を入院の日とする（問 13, 問 26）			
13	透析に関する他医療機関受診	被災地及び被災地以外の保険医療機関から慢性透析患者を受け入れた場合や、被災により透析設備が使用不可能となった場合に、特例的に、透析を目的とした他医療機関受診の際の入院料の控除を行わない（問 18, 問 28）			
14	平均在院日数、重症度、医療・看護必要度、在宅復帰率、医療区分 2 又は 3 の患者割合	被災前に施設基準を満たしていた被災地の保険医療機関及び被災地以外の保険医療機関において、災害等やむを得ない事情により患者を入院させたことにより、平均在院日数、重症度、医療・看護必要度、在宅復帰率、医療区分 2・3 の患者割合を満たさなくなった場合についても、当面、変更の届出を不要とする。（問 21, 問 29）			

上記（）内は特例措置に係る以下の事務連絡の該当部分を指すものです。（①及び②の記載のないものは該当部分が同じ）

- ①「令和元年台風15号の影響による停電に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」（令和元年9月12日付）
- ②「令和元年台風19号に伴う災害の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」（令和元年10月15日付）

なお、事務連絡の詳細については、以下の厚生労働省 HP をご参照ください。

厚生労働省 HP → 災害関連情報 → 令和元年台風第 15 号について（又は令和元年台風第 19 号について）

- ① <https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/000549981.pdf>
- ② <https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000557384.pdf>

ご質問等ございましたら、厚生労働省保険局医療課までお願いします。

TEL 03-5253-1111（内線3288）

保険薬局向け

令和元年台風第15号及び令和元年台風第19号による被災に伴う診療報酬等の特例措置による対応状況について（アンケート）

令和元年台風第15号及び令和元年台風第19号による被災の状況等にかんがみ、これまでに、各種診療報酬の施設基準等について、特例措置を設けてきたところです。

今般、以下の特例措置について、各保険薬局での活用状況につきまして、調査にご協力いただきますよう宜しくお願い致します。なお、本調査の提出の有無は、令和2年3月末までに、新規で特例措置を利用開始することを妨げるものではありませんので申し添えます。

都道府県名 \_\_\_\_\_ 郡市区町村名 \_\_\_\_\_

薬局番号（7桁） \_\_\_\_\_ 保険薬局名 \_\_\_\_\_

**質問1** 令和2年1月1日現在において、令和元年台風第15号及び令和元年台風第19号による被災に伴う各種診療報酬の施設基準等に関する特例措置を利用して診療を行っていますか？（特例措置の内容は質問2参照）ア又はイのいずれかに○をつけてください。

ア 利用している  
（→質問2（次頁）へ）

イ 利用していない  
（→質問は終了です）

**質問2** 以下の特例措置による対応について、令和2年1月1日現在において利用しているものに○をつけてください。○の場合は、いつ頃まで利用される予定かをご記載ください。また、特例措置の対応をしている台風被災について、以下の(1)から(3)のうち該当するものをご記載ください。(※)

- (1) 台風第15号被災によるもの (2) 台風第19号被災によるもの  
(3) 台風第15号及び台風第19号被災によるもの

		特例措置の概要 (各項目の( )は下に掲げた事務連絡の該当部分)	現在も 利用	利用終 了予定	該当する 被災(※)
記 載 例	仮設の建 物による 保険調剤	保険薬局の建物が全半壊等したため、これに代替する仮設の建物等において、引き続き当該保険薬局として保険調剤等を実施(②の記の1)	○	R2. 3月末	(2)
1	仮設の建 物による 保険調剤	保険薬局の建物が全半壊等したため、これに代替する仮設の建物等において、引き続き当該保険薬局として保険調剤等を実施(②の記の1)			
2	処方箋	処方箋を持参しない患者に対して、医療機関と連絡を取ること等により保険調剤を実施。(①の記の1及び②の記の2)			

上記( )内は特例措置に係る以下の事務連絡の該当部分を指すものです。(①及び②の記載のないものは該当部分が同じ)

- ①「令和元年台風15号の影響による停電に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」  
(令和元年9月12日付)  
②「令和元年台風19号に伴う災害の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」  
(令和元年10月15日付)

なお、事務連絡の詳細については、以下の厚生労働省HPをご参照ください。

厚生労働省HP → 災害関連情報 → 令和元年台風第15号について(又は令和元年台風第19号について)

- ① <https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/000549981.pdf>  
② <https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000557384.pdf>

ご質問等ございましたら、厚生労働省保険局医療課までお願いします。

TEL 03-5253-1111 (内線3288)

(別添3)

		管下の有床の全保険医療機関 (歯科含む)	管下の無床の全保険医療機関 (歯科含む)	管下の全保険薬局
		保険医療機関向け調査票		保険薬局向け調査票
令和元年台風 第15号 及び 令和元年台風 第19号	北海道	対象	対象外	対象外
	東北			
	岩手	対象	対象	対象
	宮城	対象	対象	対象
	福島	対象	対象	対象
	上記以外	対象	対象外	対象外
	関東信越			
	茨城	対象	対象	対象
	栃木	対象	対象	対象
	群馬	対象	対象	対象
	埼玉	対象	対象	対象
	千葉	対象	対象	対象
	東京	対象	対象	対象
	神奈川	対象	対象	対象
	新潟	対象	対象	対象
	山梨	対象	対象	対象
	長野	対象	対象	対象
	東海北陸			
	静岡	対象	対象	対象
	上記以外	対象	対象外	対象外
	近畿	対象	対象外	対象外
	中国	対象	対象外	対象外
	四国	対象	対象外	対象外
九州	対象	対象外	対象外	

# 被災地特例措置の今後の取扱いについて(案)

○令和元年台風第15号による被災、令和元年台風第19号による被災における被災地特例措置について、今後どのように対応するか。

## 【対応案】

○令和元年台風第15号による被災については9月12日から、令和元年台風第19号による被災については10月12日から、別添の診療報酬上の特例措置を実施している。

○これらの特例措置については、「当面の間」実施するとしているが、平成30年7月豪雨による被災等と同様、その期限を年度末(令和2年3月末)までと設定し、その上で、当該特例措置を利用している保険医療機関数等をアンケート等により把握し、その結果をもとに、期限を延長するかどうかを検討していくこととしてはどうか。  
具体的には、以下の取扱いとしてはどうか。

### <令和元年11月>

令和元年台風第15号による被災、令和元年台風第19号による被災における特例措置について、令和2年3月末までと期限を定める事務連絡を発出。

### <令和2年1月>

アンケートにより、特例措置を利用している保険医療機関数等を調査。

### <令和2年3月>

調査・集計したアンケート結果をもとに、中医協に諮り、特例措置の延長の有無を判断。

なお、今後、被災者や被災保険医療機関等の状況に変化があり、必要がある場合には、別途対応を検討する。

# 保険診療の特例措置の概要

	特例措置の概要
1 仮設の建物による保険診療等	保険医療機関、保険薬局の建物が全半壊等したため、これに代替する仮設の建物等において、引き続き当該保険医療機関、保険薬局として保険診療等を実施できることとする。
2 定数超過入院	医療法上の許可病床数を超過して患者を入院させた場合でも、当面、入院基本料及び特定入院料の減額措置の対象としない。
3 月平均夜勤時間数（被災者受入の場合）	被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等し、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数（72時間以下）について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。
4 月平均夜勤時間数（被災地派遣の場合）	被災地に職員を派遣したため一時的に職員数が不足し、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数（72時間以下）について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。
5 看護配置（被災者受入の場合）	被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したため、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者（以下「看護要員」という。）の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。
6 看護配置（被災地派遣の場合）	被災地に職員を派遣したことにより一時的に職員数が不足したため、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者（以下「看護要員」という。）の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。
7 病棟以外への入院	被災地の保険医療機関において、会議室等の病棟以外の場所に患者を入院させた場合、特例として、その保険医療機関が届出を行っている入院基本料のうち、当該患者が本来入院すべき病棟の入院基本料を算定する。
8 他の病棟への入院（被災地）	被災地の保険医療機関において、医療法上、本来入院できない病棟に入院させた場合や、診療報酬上、その病棟の施設基準の要件を満たさない患者を入院させた場合、入院基本料について特例的な算定を可能とする。
9 他の病棟への入院（被災地以外）	被災地以外の保険医療機関において、医療法上、本来入院できない病棟に入院させた場合や、診療報酬上、その病棟の施設基準の要件を満たさない患者を入院させた場合、入院基本料について特例的な算定を可能とする。

# 保険診療の特例措置の概要

	特例措置の概要
10 平均在院日数 (被災地)	被災地の保険医療機関において、平均在院日数が入院基本料等の施設基準を満たさなくなった場合にも、特例的に従来の入院基本料等を算定する。
11 平均在院日数 (被災地以外)	被災地以外の保険医療機関において、被災地の保険医療機関から転院の受け入れを行った場合には、当該患者を除いて平均在院日数を計算する。
12 特定入院料の取扱い	被災地及び被災地以外の保険医療機関において、災害等やむを得ない事情により特定入院料の届出を行っている病棟に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院した場合には、当該患者を除いて施設基準の要件を満たすか否かを判断することができる。
13 転院受け入れの場合の 入院日	被災地及び被災地以外の保険医療機関において、被災地の他の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該他の保険医療機関から転院の受け入れを行った場合に、特別の関係にあるか否かに関わらず、当該保険医療機関に入院した日を入院の日とする。
14 透析に関する他医療機 関受診	被災地の保険医療機関から慢性透析患者を受け入れた場合・被災により透析設備が使用不可能となった場合に、特例的に、当該被災地の保険医療機関において透析を目的とした他医療機関受診の際の入院基本料等の減額を行わない。